

# 習志野市光輝く 高齢者未来計画 2024

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版



令和6年3月

習志野市



習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

# 1 計画のあらまし

## 計画策定の背景

平成12(2000)年4月に始まった介護保険制度は、令和6(2024)年には25年目を迎え、高齢者等の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着してきています。

一方で、令和7(2025)年にはいわゆる「団塊の世代」の人すべてが75歳以上となり、また、令和22(2040)年には、「団塊ジュニア」の世代が65歳以上になる等、引き続き、人口構造の高齢化が進むものと予測されます。

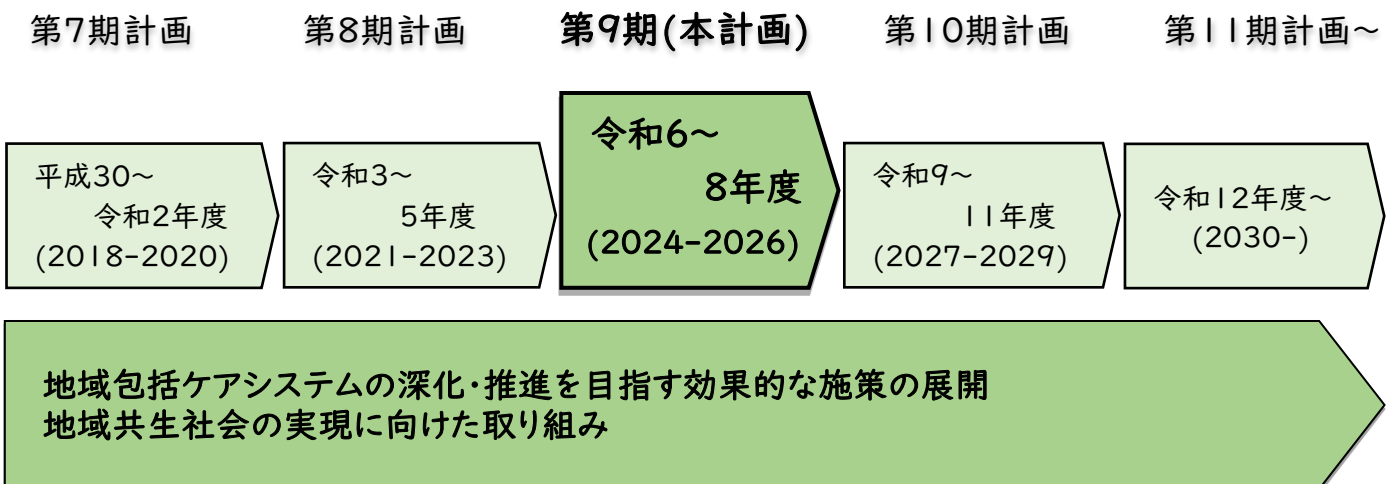
習志野市においても、平成12(2000)年度には12.8%であった高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)が、令和4(2022)年度には23.6%となり、「超高齢社会」と呼ばれる社会構造になっています。また、高齢化率の今後の推計では、令和7(2025)年度は24.1%、令和22(2040)年度には30.2%になるものと予測しています。本市の高齢化の状況は、国や千葉県と比較すると進み方が緩やかですが、小さなコミュニティ単位で見ると国や千葉県以上に急速に進んでいる地域もあり、よりきめ細やかな対応が求められています。

国では、近年進めている「地域包括ケアシステム」の深化・推進に加えて、「地域福祉」の分野を中心に、福祉の「受け手」と「担い手」を固定せず、誰もが地域の課題を我が事とし、さまざまな主体が一丸となってその解決に取り組んでいく「地域共生社会」の実現の方向が示され、取り組みが進められています。

このような状況を踏まえ、中長期の高齢者福祉や介護保険のあり方を展望しつつ、当面の具体的な取り組みを位置づけるものとして、本計画を策定します。

## 計画の期間

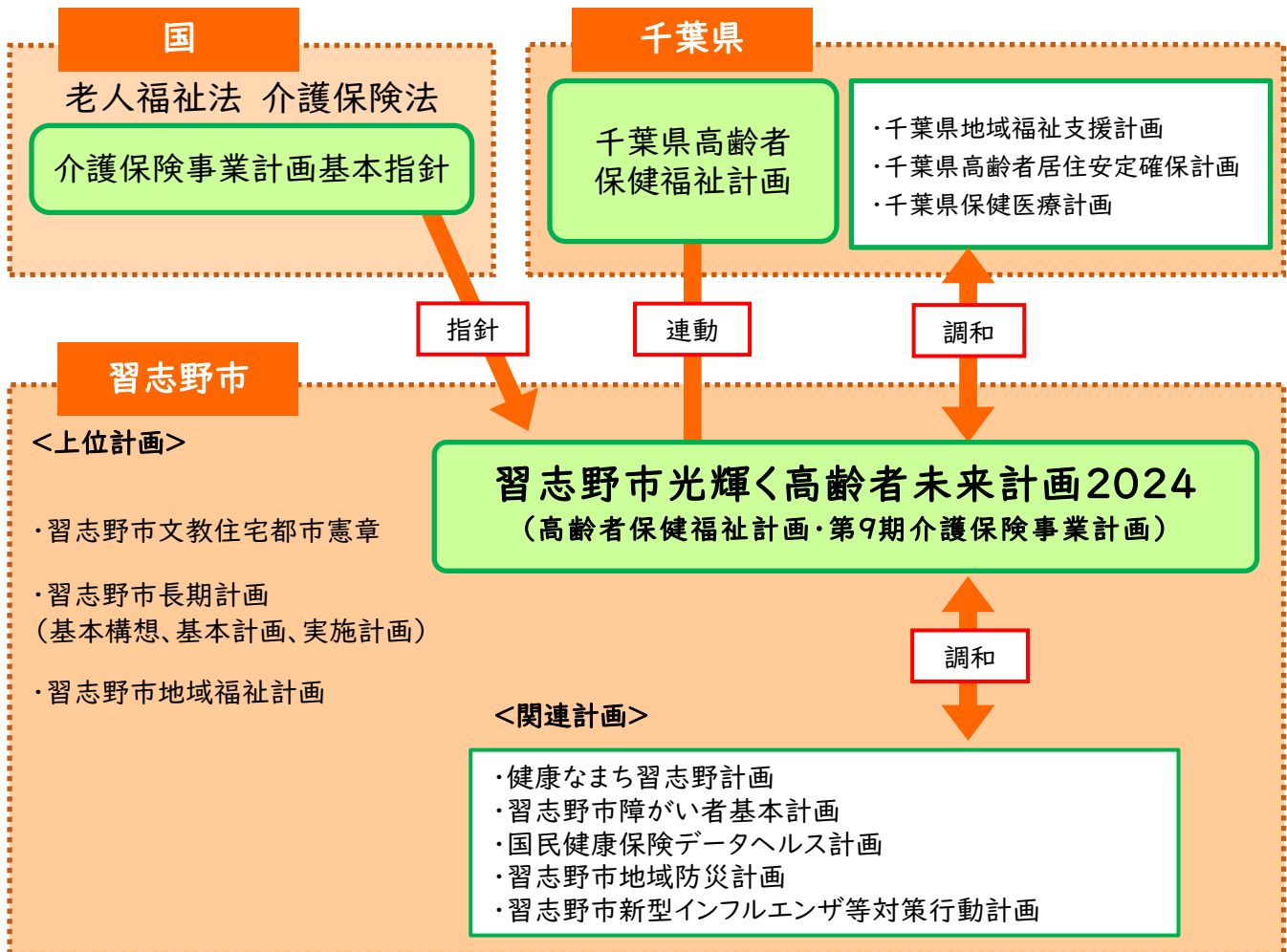
第9期となる本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



## 計画の位置づけ

本計画は、習志野市における高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的な施策などを示したもので、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして作成したものです。

また、国の指針や千葉県の高齢者施策・計画などと連動しながら、「習志野市長期計画」が掲げる理念や将来都市像をもとに、他の計画との調和を図っています。



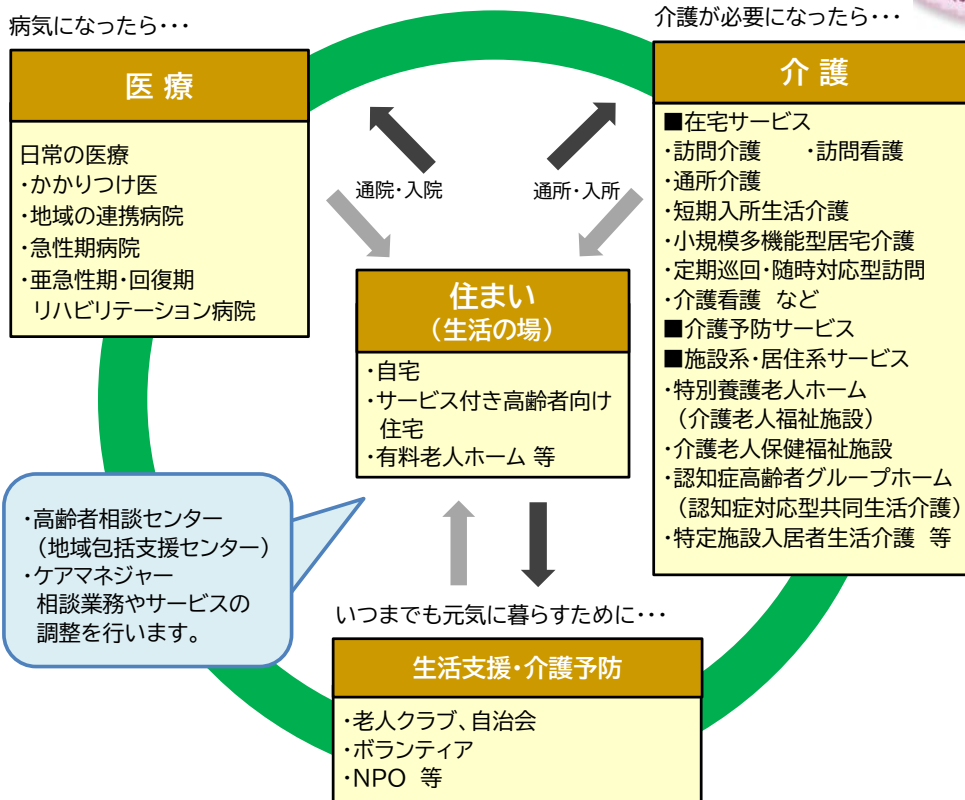
## 2 この計画が目指すこと

### 計画の基本理念

住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさを支え合うまち

### 『地域包括ケアシステム』の姿

日常生活圏域を基本とする各圏域において、自立した生活が可能な「住まい（生活の場）」が確保され、個人の尊厳が保持された状態のもと、それぞれの「住まい（生活の場）」において、個々の課題に合った「医療」と「介護」のサービスが専門職の連携のもとで提供されるとともに、ニーズに応じた「生活支援」と「介護予防」が地域住民を含む幅広い担い手によって提供されるよう、『地域包括ケアシステム』の推進を図ります。



・高齢者相談センター（地域包括支援センター）  
・ケアマネジャー  
相談業務やサービスの調整を行います。

出典：平成28年3月「地域包括ケア研究会報告書」より

※『地域包括ケアシステム』は、おおむね 30 分以内に  
必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定

## 地域包括ケアシステムの推進のポイント

<b>【医療・介護】</b> ◆個々人の課題に合った医療と介護が、専門職の連携のもとで提供される状態を目指します	
<本計画の方向性> 住み慣れた地域において提供される専門的サービスの量的及び質的な充実	地域密着型サービスの追加整備による介護サービスの量的な充実 <b>【基本施策1-1 介護サービスの提供体制の整備】</b>
	ケアプラン点検などの実施による介護サービスの質の確保 <b>【基本施策1-4 介護給付の適正化】</b>
	在宅医療と介護の連携・推進により、在宅で安心して生活を続けられる医療・介護サービスの質的な充実 <b>【基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築】</b>
<b>【生活支援・介護予防】</b> ◆個々人の課題に合った介護予防と地域の実情に応じた生活支援が、多様な担い手により提供される状態を目指します	
<本計画の方向性> 地域住民を含む幅広い担い手による「支え合い」や「予防」の活動の充実と専門職による活動への支援	緩和した基準によるサービスや住民主体のサービスの拡充による、介護予防・生活支援サービスの量的な充実 <b>【基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）】</b>
	認知症の人が、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるための支援体制の推進 <b>【基本施策2-4 認知症施策の推進】</b>
	地域リハビリテーション活動支援事業や介護予防教室の実施による運動の習慣化と介護予防効果の向上 <b>【基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）】</b>
	地域で高齢者を支える担い手の創出と活動の活発化 <b>【基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大】</b>
<b>【住まい（生活の場）】</b> ◆生活の基盤として、個々人の希望と負担能力に適った住まい方が選択できる状態を目指します	
<本計画の方向性> 高齢者向け住まいの適切な供給	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの供給量の確保 <b>【基本施策1-2 高齢者の住まいの確保】</b>



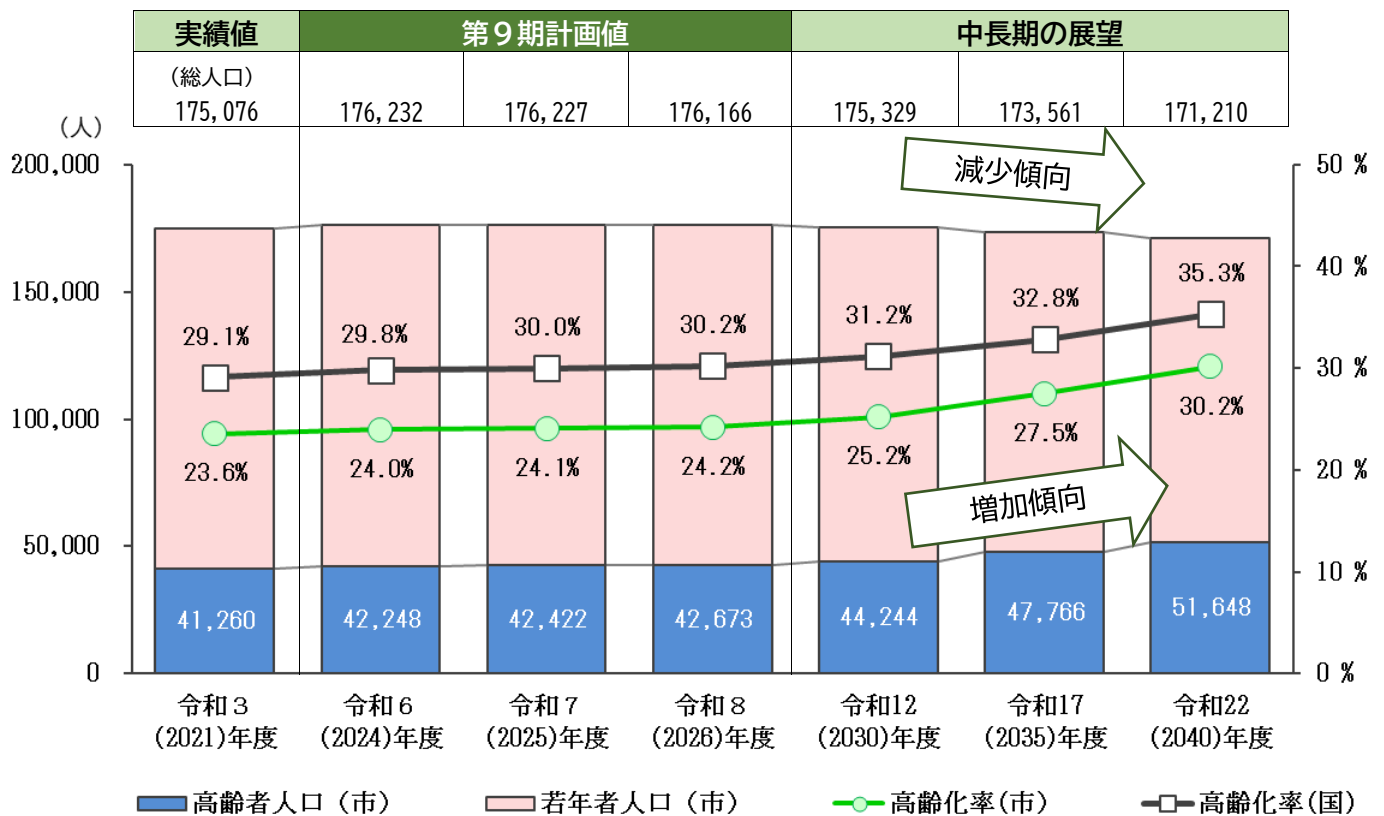
### 3 習志野市の高齢化の状況と推移

#### 高齢化の状況と推移

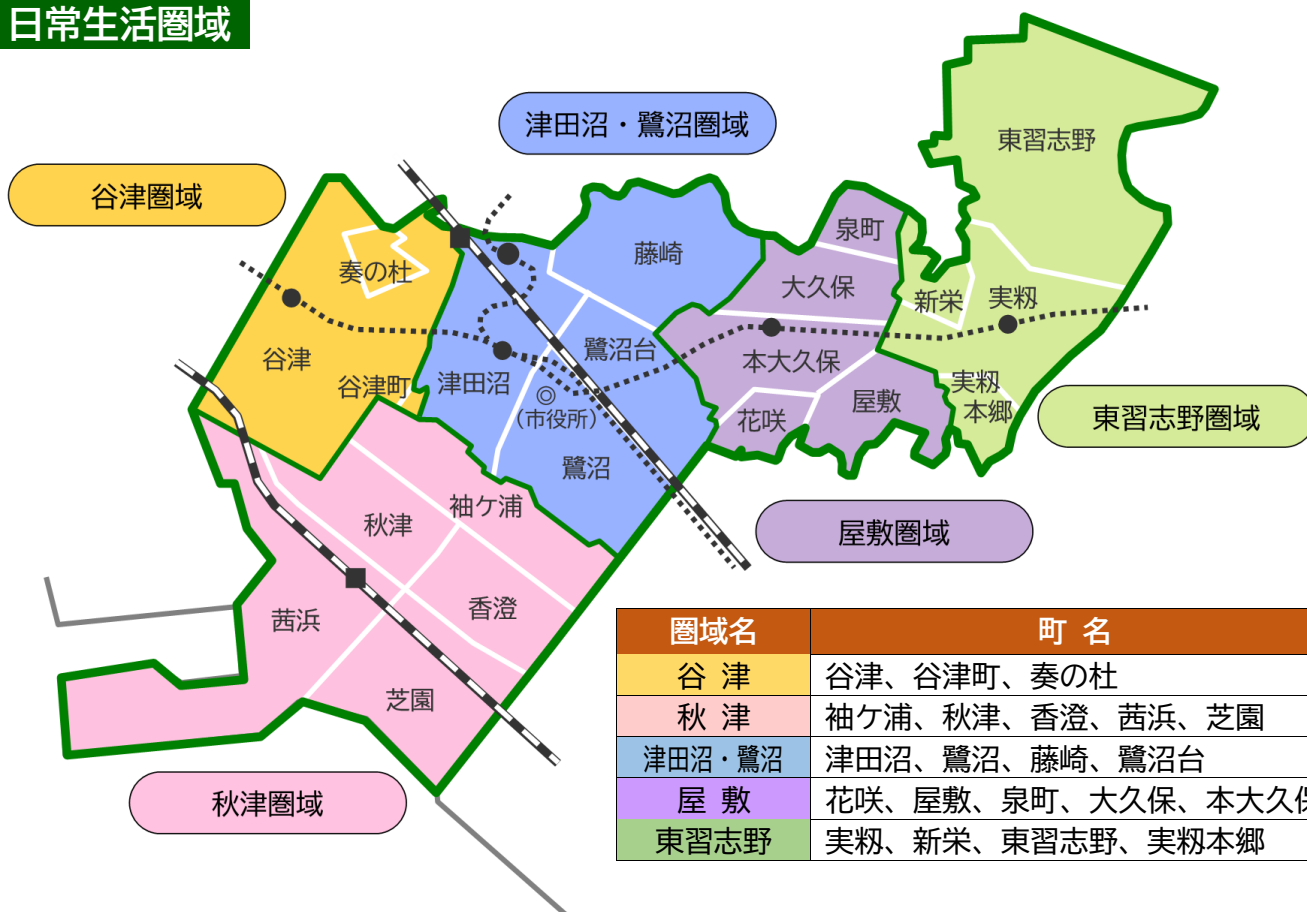
本市の人口は、団塊の世代(昭和22~24年生まれの人)が全て75歳以上となる令和7(2025)年度には176,227人まで増加し、その後は減少傾向に転じるものとして推計しています。

一方、高齢者人口(65歳以上)は増加を続け、令和3(2021)年度には41,260人、高齢化率は23.6%であったものが、令和7(2025)年度には42,422人、24.1%となり、令和22(2040)年度には51,648人、30.2%に増加するものと見込んでいます。

高齢化は、国全体の動きと比べると緩やかではあるものの、着実に進行している状況です。

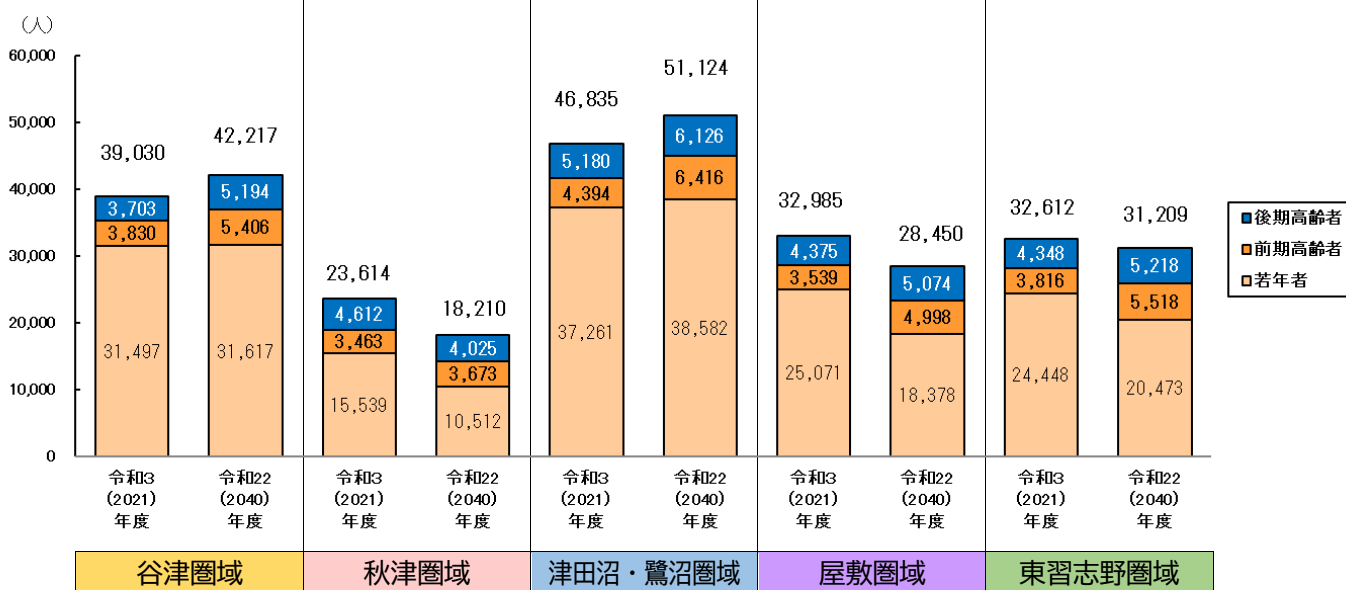


## 日常生活圏域



## 日常生活圏域別 高齢化の状況と推移

後期高齢者比率	9.5%	12.3%	19.5%	22.1%	11.1%	12.0%	13.3%	17.8%	13.3%	16.7%
前期高齢者比率	9.8%	12.8%	14.7%	20.2%	9.4%	12.5%	10.7%	17.6%	11.7%	17.7%



○市全体として、高齢化が進行し、介護や支援のニーズが増大すると見込んでいます。

○秋津圏域は、他の圏域と比較して高齢化率が高くなっています。

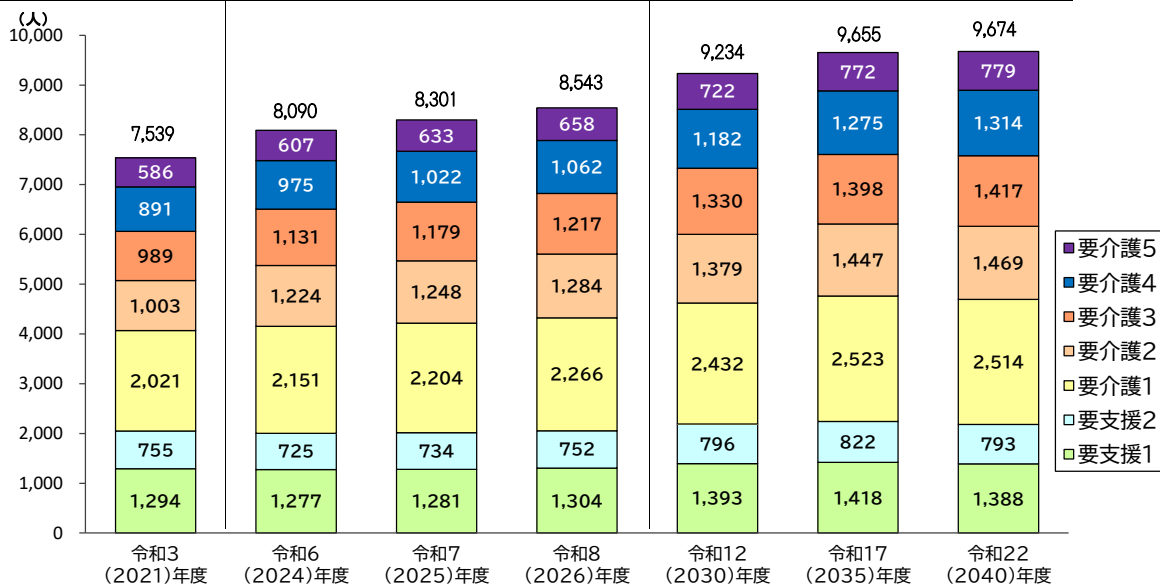
## 4 習志野市の介護保険の状況と推移

### 要介護・要支援認定者数の状況と推移

要介護・要支援認定者（第1号被保険者）は、年々増加していく傾向にあり、令和22（2040）年度には9,674人になると見込んでいます。

認定者の増加は、高齢者人口の増加に伴うものであり、今後も進んでいくと予測しています。

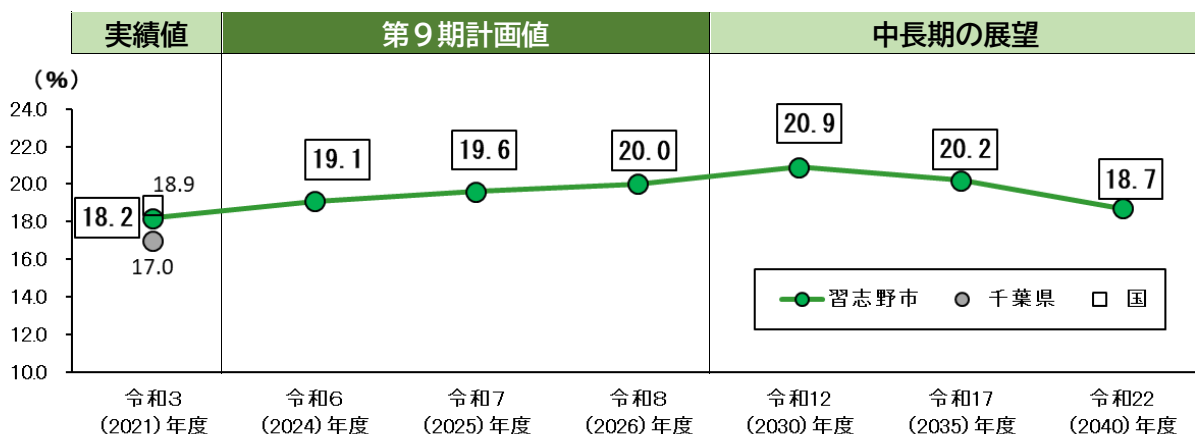
	実績値	第9期計画値			中長期の展望		
第1号被保険者	7,539	8,090	8,301	8,543	9,234	9,655	9,674
第2号被保険者	183	190	191	191	186	171	157
合計	7,722	8,280	8,492	8,734	9,420	9,826	9,831



### 要介護・要支援認定率の状況と推移

要介護・要支援認定率（第1号被保険者数のうち、要介護・要支援認定を受けている人数の割合）は、国平均に比べやや低く、千葉県平均をやや上回る値となっています。

令和12（2030）年度までは、高齢者の中でも要介護・要支援になるリスクの高い後期高齢者の割合が増加すると予測しており、認定率は上昇すると見込んでいます。その後は、後期高齢者が緩やかに減少することに伴い、令和22（2040）年頃まで、認定率の低下傾向が続くものと見込んでいます。

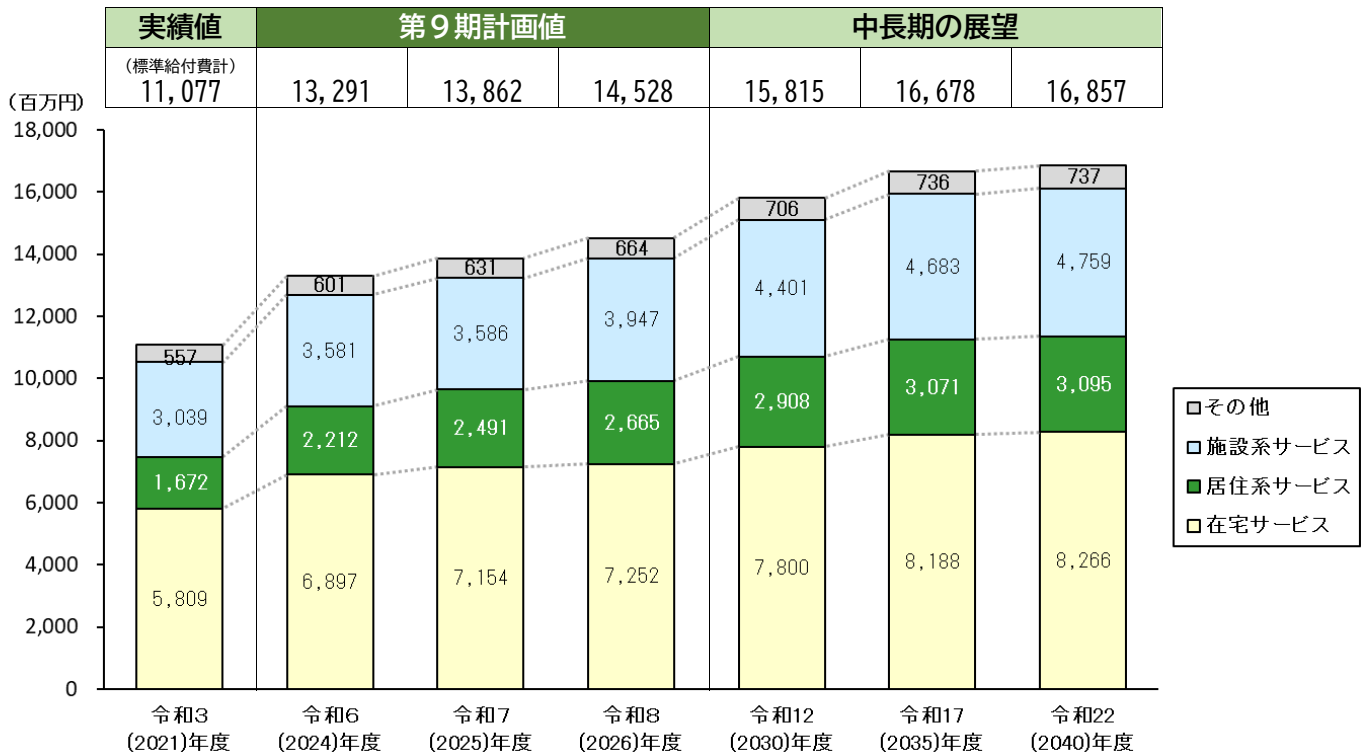




## 標準給付費の状況と推移

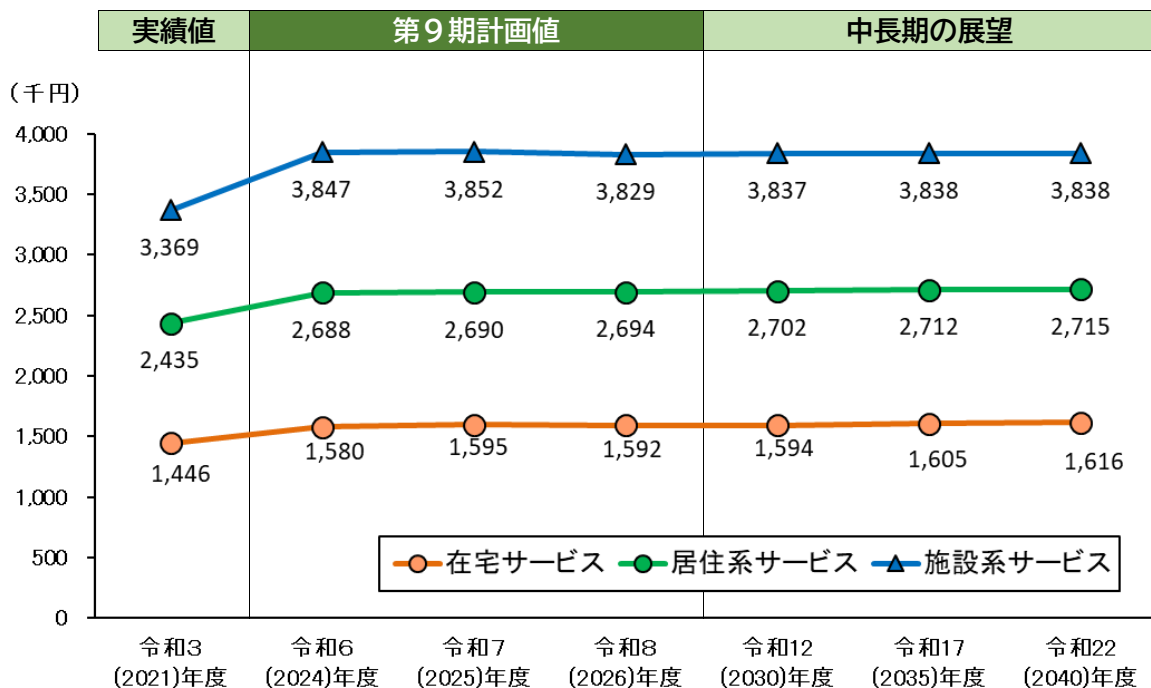
要介護・要支援認定者の増加に伴い、介護サービス利用者の増加が見込まれ、標準給付費についても年々増加の傾向にあります。

令和3(2021)年度は110億7,700万円でしたが、令和22(2040)年度は約1.5倍の168億5,700万円にのぼると推計しています。



## 介護サービス利用者一人あたりの総給付費の状況と推移

在宅サービス、居住系サービス、施設系サービス、それぞれの利用者一人あたりの総給付費(年額)平均の推移をみると、比較的緩やかに伸びており、令和22(2040)年度まで続くと見込んでいます。



## 5 施策の体系

本計画では、理念を実現するため、4つの基本目標を定め、施策を展開していきます。

### 計画の基本理念

「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさを支え合うまち」

#### 基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

基本施策 1-1	介護サービスの提供体制の整備
基本施策 1-2	高齢者の住まいの確保
基本施策 1-3	介護サービスの質の確保
基本施策 1-4	介護給付の適正化
基本施策 1-5	介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策
基本施策 1-6	災害や感染症等への対策に係る支援体制

#### 基本目標2 安定した日常生活のサポート

基本施策 2-1	高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営
基本施策 2-2	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）
基本施策 2-3	医療と介護の連携体制の構築
基本施策 2-4	認知症施策の推進
基本施策 2-5	高齢者の見守り
基本施策 2-6	高齢者の権利擁護
基本施策 2-7	高齢者が利用できる福祉サービス

#### 基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

基本施策 3-1	成人期から取り組む健康づくり
基本施策 3-2	介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

#### 基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

基本施策 4-1	高齢者を地域で支える仕組みの拡大
基本施策 4-2	高齢者の社会参加の促進

## 基本目標 1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

それぞれの暮らし方に合った介護サービスや施設、住まいの充実を図るとともに、それらを支える介護保険制度の適正な運営を図ります。

### 基本施策 1-1 介護サービスの提供体制の整備

中長期の人口構造や介護ニーズの変化を見据えた介護サービスの提供体制を整備します。

在宅生活が困難になった場合でもできる限り在宅生活や地域での生活を続けられるよう、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）等の地域密着型サービス等の整備を推進します。

- (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備推進 (2) 地域密着型サービスの整備推進

### 基本施策 1-2 高齢者の住まいの確保

介護サービスを提供する施設のみならず、サービス付き高齢者向け住宅などの多様なニーズの受け皿となる高齢者向けの住まいの供給の確保を目指します。

- (1) 高齢者の多様な住まいの確保

### 基本施策 1-3 介護サービスの質の確保

介護サービスの指定事業者への指導により、健全な事業運営に努め、保険給付の適正化を図ります。

また、希望する事業者へ介護サービス相談員を派遣し、サービスの改善や向上を図ります。

- (1) 介護サービス事業者への指導 (2) 介護サービス相談員の派遣

### 基本施策 1-4 介護給付の適正化

介護給付の適切なサービスの確保と費用の効率化を図るため、「介護給付費適正化事業」として、介護認定の適正化、ケアプランの点検等を実施します。

- (1) 介護認定の適正化 (2) ケアプランの点検  
(3) 住宅改修等の点検 (4) 縦覧点検・医療情報との突合  
(5) 介護給付費通知の実施

### 基本施策 1-5 介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策

多くの介護サービス事業所がマンパワー不足の悩みを抱えています。中長期的な視点からも確保につながるさまざまな支援策の充実に取り組んでいきます。

- (1) 介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策

### 基本施策 1-6 災害や感染症等への対策に係る支援体制

災害の発生や感染症の拡大等の非常時に備えるため、「地域防災計画」及び「新型インフルエンザ等対策行動計画」との調和に配慮し、災害や感染症に備えた体制が介護サービス事業所で整備されるよう支援していきます。

- (1) 災害に対する備えの促進 (2) 感染症に対する備えの促進

## 基本目標2 安定した日常生活のサポート

高齢者が住み慣れた地域で安定した日常生活を送ることができるよう、本市の実情に応じたサービスの提供と、生活全般にわたって総合的にサポートする体制の構築や、家族などへのサポートを行います。

### 基本施策 2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営

保健師、社会福祉士などの専門職が連携し、適切な保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動等のあらゆる社会資源による支援につなげ、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。

また、地域の保健・医療・福祉等の関係機関・関係者や地域住民との連携を高め、ネットワークの構築を進めます。

- (1) 高齢者相談センターの運営

### 基本施策 2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

- (1) 多様なサービスの担い手の創出
- (2) 訪問型サービス（第1号訪問事業）の提供
- (3) 通所型サービス（第1号通所事業）の提供
- (4) 介護予防ケアマネジメントによる支援

### 基本施策 2-3 医療と介護の連携体制の構築

高齢者が疾患を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、生活を続けられるようにするため、医療と介護の連携体制の充実を図ります。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発

### 基本施策 2-4 認知症施策の推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する知識の普及啓発に取り組み、認知症の早期発見と早期対応につなげます。また、認知症地域支援推進員による相談支援体制の充実を図り、医療・介護関係者や地域住民も含めたネットワークの構築と認知症の人が主体的に発信できるような取り組みに努め、共生社会の実現を推進します。

また、認知症サポーター養成事業などを通じて認知症への理解を広め、認知症があっても地域で支えられながら生活し続けることができるサポート体制を整備していきます。

- (1) 認知症の人が暮らしやすいまちづくり
- (2) 認知症高齢者介護相談の開催
- (3) 認知症地域支援の推進

## 基本施策 2-5 高齢者の見守り

緊急通報システム等による見守りや、地域で行われる見守り等を重層的に行うとともに、災害時や行方不明時といった緊急時の対応の体制を整えることにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援していきます。

- (1) 緊急通報システムや地域での高齢者の見守り (2) 災害時における避難支援

## 基本施策 2-6 高齢者の権利擁護

高齢者が判断能力の低下によって介護保険等の生活に必要なサービスが受けられなくなることを防ぐとともに、虐待による人権侵害や消費者被害等から守るため、さまざまな支援を行います。

また、金銭管理や生活上に必要な法律行為を支援する成年後見制度を適切に利用できるよう「成年後見センター」の機能強化を図ります。

- (1) 高齢者の権利擁護 (2) 消費者被害の防止  
(3) 成年後見制度の利用支援 (4) 福祉サービスの利用援助

## 基本施策 2-7 高齢者が利用できる福祉サービス

食生活の支援や外出の移動支援等、生活全般にわたって高齢者を総合的に支援するとともに、それらを必要とする人に届けられるよう周知に努めます。

- (1) 日常生活を支援するための事業 (2) 高齢者への助成制度

# 基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

高齢期を迎える前から取り組む「健康づくり」と、高齢期を迎えてから重点的に取り組む「介護予防」を推進します。

## 基本施策 3-1 成人期から取り組む健康づくり

健康づくりの総合計画である「健康なまち習志野計画」に基づき、健康相談、健康教育や健康診査等の事業を実施し、介護予防を見据えた若い世代からの健康づくりの実践を促進していきます。

- (1) 健康づくりの実践 (2) 健康診査とがん検診の実施  
(3) 後期高齢者保健事業(後期高齢者医療広域連合受託事業)の実施

## 基本施策 3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

住民主体の地域の高齢者の「通いの場」を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や「通いの場」が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、リハビリテーション職などを活かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防を機能強化していきます。

- (1) 要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握  
(2) 高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施 (3) 介護予防教室の開催  
(4) てんとうむし体操(転倒予防体操)の実施と普及 (5) 一般介護予防事業評価事業の実施

## 基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

地域資源の把握や組織化といった地域のコーディネートや、活動に参加する意欲のある市民の支援と育成を図ります。

また、高齢者自身が受け手であると同時に担い手となり、地域社会の中でいきいきと活動できる体制を構築します。

### 基本施策 4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大

生活支援コーディネーターが中心となって、地域住民を含めた多様な関係者とともに、各地域での生活支援サービスのあり方を検討していく協議体の活用等を通して、より充足するための生活支援サービスの創出を行います。

また、認知症があっても地域で支えられながら生活し続けることができるサポート体制を整備していきます。

- (1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備
- (2) 高齢者相談員の活動支援
- (3) 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援
- (4) 地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進
- (5) 地域の高齢者の「通いの場」の確保
- (6) 習志野市社会福祉協議会による活動

### 基本施策 4-2 高齢者の社会参加の促進

高齢者が性別や年齢を超えて地域の人々と交流し、ともに活動できるよう、地域で活躍する場の支援や整備を推進していきます。

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| (1) 高齢者の就業支援        | (2) 老人クラブ活動の支援   |
| (3) 老人福祉センターの運営     | (4) 高齢者の地域交流の支援  |
| (5) 生涯学習参加への支援      | (6) 生涯スポーツ参加への支援 |
| (7) バリアフリーのまちづくりの推進 |                  |



# 住み慣れた地域で健やかに暮らすために ～ひとりひとりができること～

## 健康づくり・介護予防に取り組み、いつまでも自立した生活を！

定期的な運動や地域の人々とのふれあい等は、介護が必要な状態になることを防ぎます。健康づくりや介護予防に取り組み、社会参加が多い人ほど、認知症やうつ、寝たきりの原因となる転倒の割合が低い傾向があります。

### ◆ 健康診査・がん検診を受診しましょう！

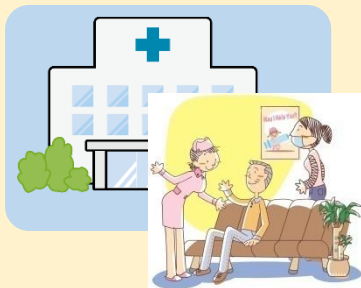
特定健康診査（40～74歳）や後期高齢者健康診査（75歳～）、歯科健康診査、がん検診を受診し、生活習慣病の予防やがんの早期発見、健康管理に役立てましょう。

### ◆ 健康づくり・介護予防に取り組みましょう！

- 健康的な食習慣を実践しましょう。低栄養予防のために、1日3食、主食・主菜・副菜を組み合わせて食べましょう。特にたんぱく質を積極的にとりましょう。
- しっかりかめる歯や入れ歯を保つために、自分に合ったお口の手入れを毎日続けましょう。
- 座っている時間を減らし、体を動かしましょう。
- できる運動を続け、体力を維持しましょう。
- 市の保健師、管理栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育・健康相談を活用しましょう。
- 後期高齢者健康診査の結果、リスクが高い人へ介護予防関連情報の案内を行っていますので、活用しましょう。必要に応じて、かかりつけ医や関係機関と連携し、保健師などの専門職が支援を行います。

### ◆ かかりつけ医を持ちましょう！

体のことや日頃の健康状態を把握するためにも、自宅から近い場所でもかかりつけ医等を持ちましょう。必要に応じて専門の医療機関を紹介してもらうことができます。



## 住み慣れた地域でやさしさで支え合うまちを一緒につくりましょう！

年齢を重ねると、日常生活を送る上で「ちょっとした困りごと」が出てきます。

市では、地域で支え合うまちづくりを進めています。一人一人が、地域社会の中でいきいきと生活することは、いつまでも元気に暮らせる健康づくりにもつながります。

### ◆ 地域の高齢者の「通いの場」に参加しましょう！

自宅から外に一步出て、何かひとつ楽しみを見つけてみましょう。

- 体操に興味がある人
  - ・てんとうむし体操（転倒予防体操）
- レクリエーションや歓談などの交流の場に参加したい人
  - ・地域テラス   ・高齢者のつどい（高齢者相談センター）
  - ・ふれあい・いきいきサロン   ・あじさいクラブ
- 高齢者の就労に興味がある人
  - ・シルバー人材センター
- 認知症の人や家族、地域の人、介護や福祉の専門職等、一緒に交流したい人
  - ・認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）



### ◆ 生活支援などのサービスの担い手養成研修に参加しましょう！

高齢者を支援するための基礎的な知識について習得し、受講後は地域の担い手として、ちょっとした困りごと支援や地域の高齢者の「通いの場」での支援などで活躍します。

### ◆ ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）にご登録ください！

希望する活動内容などをあらかじめ登録することで、お手伝いを希望する人からの依頼内容に合わせた支援を行います。

### ◆ 地域の情報を知りたい時は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）へ！

高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、地域での支え合い活動の状況を把握するとともに、困りごとがある人からの相談が寄せられるため、支援したい人同士のグループを組織したり、支援したい人と支援してほしい人をつないだりできます。





## 6 介護保険事業費の見込みと保険料

### 介護サービスの見込み量

		単 位	計画期間における見込み量		
			令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
<b>居宅サービス</b>					
訪問介護	介護給付	回/年	398,143	421,492	405,610
訪問入浴介護	介護給付	回/年	5,135	5,279	4,987
	予防給付	回/年	0	0	0
訪問看護	介護給付	回/年	144,593	167,281	187,381
	予防給付	回/年	6,373	6,080	5,844
訪問リハビリテーション	介護給付	回/年	18,000	18,749	18,845
	予防給付	回/年	1,422	1,422	1,422
居宅療養管理指導	介護給付	人/年	20,448	21,396	21,552
	予防給付	人/年	924	948	960
通所介護	介護給付	回/年	127,243	128,024	126,398
通所リハビリテーション	介護給付	回/年	37,466	38,970	39,077
	予防給付	人/年	2,208	2,220	2,256
短期入所生活介護	介護給付	日/年	45,396	44,695	46,873
	予防給付	日/年	514	517	517
短期入所療養介護	介護給付	日/年	2,379	2,400	2,420
	予防給付	日/年	0	0	0
福祉用具貸与	介護給付	人/年	29,364	30,636	31,080
	予防給付	人/年	4,668	4,584	4,572
特定福祉用具購入費	介護給付	千円/年	15,648	16,032	16,032
	予防給付	千円/年	2,696	2,696	2,696
住宅改修費	介護給付	千円/年	28,839	28,839	29,889
	予防給付	千円/年	14,700	14,700	14,700
特定施設入居者生活介護	介護給付	人/月	589	668	710
	予防給付	人/月	47	52	55
居宅介護支援	介護給付	人/年	43,368	44,592	45,216
	予防給付	人/年	7,716	7,932	8,148

		単 位	計画期間における見込み量		
			令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
<b>地域密着型サービス</b>					
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	介護給付	人/年	408	420	420
夜間対応型訪問介護	介護給付	人/年	0	0	0
地域密着型通所介護	介護給付	回/年	77,312	78,600	80,351
認知症対応型通所介護	介護給付	回/年	16,996	16,976	17,054
	予防給付	回/年	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	介護給付	人/月	76	77	78
	予防給付	人/月	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	介護給付	人/月	187	206	224
	予防給付	人/月	0	0	0
地域密着型特定施設入居者 生活介護	介護給付	人/月	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	介護給付	人/月	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護	介護給付	人/月	29	29	29
<b>施設サービス</b>					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護給付	人/月	694	694	794
介護老人保健施設	介護給付	人/月	213	213	213
介護医療院	介護給付	人/月	24	24	24
<b>介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）</b>					
介護予防訪問型サービス		人/月	390	408	423
生活援助訪問型サービス		人/月	4	4	4
住民主体による訪問型サービス		団体/年	1	1	1
介護予防通所型サービス		人/月	755	789	818
運動機能向上ミニデイ型サービス		人/月	15	16	16
介護予防ミニデイ型サービス		人/月	15	16	16
住民主体による通所型サービス		団体/年	1	1	1
通所型短期集中予防サービス		人/年	62	78	78
介護予防ケアマネジメント		人/月	727	760	787

## 標準給付費と地域支援事業費の見込み

第9期計画の標準給付費見込額および地域支援事業費見込額については、第9期計画期間における高齢者人口、要介護認定者数や利用者数の伸び、サービス利用実績や、施設・在宅サービスの施策の方向性などを勘案して算出しています。

(単位：円)

項目	第9期計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
標準給付費見込額	41,681,419,650	13,291,446,700	13,861,608,150	14,528,364,800
地域支援事業費見込額	2,193,658,244	709,994,000	736,308,640	747,355,604
合計	43,875,077,894	14,001,440,700	14,597,916,790	15,275,720,404

## 第1号被保険者の保険料推計

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の標準給付費見込額および地域支援事業費見込額をもとに、第1号被保険者の保険料月額を推計しています。

本計画では、保険料の大幅な上昇を抑制するため、市の介護給付費準備基金 5億円を繰り入れ、活用いたします。

本来、第9期計画における保険料基準額(月額)は、6,453円であったのに対し、介護給付費準備基金の繰り入れにより、310円の保険料の負担軽減が図られ、6,143円となります。

項目	推計結果
1. 標準給付費見込額	41,681,419,650 円
2. 地域支援事業費見込額	2,193,658,244 円
3. 第1号被保険者負担分および調整交付金合計相当額	12,241,249,565 円
4. 調整交付金見込額	1,745,009,000 円
5. 財政安定化基金拠出金見込額	0 円
6. 介護給付費準備基金取崩額	500,000,000 円
7. 財政安定化基金取崩による交付額	0 円
8. 保険者機能強化推進交付金などの交付見込額	111,753,000 円
9. 保険料収納必要額	9,884,487,565 円
10. 予定保険料収納率	99.0%
11. 保険料賦課総額	9,984,330,874 円
12. 所得段階別加入割合補正後被保険者数	135,452 人

$$\begin{aligned} \diamond \text{保険料基準額(年額)} &= \text{保険料賦課総額} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数} \\ &= 73,710 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\diamond \text{保険料基準額(月額)} = 73,710 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = 6,143 \text{ 円}$$

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の保険料の所得段階と保険料額は、次のとおりです。

所得段階	対象者		基準額に対する割合	保険料額(年間)
第1段階	本人が 市民税非課税	(1)生活保護受給者	×0.455	33,540円
第2段階		(2)老齢福祉年金受給者 (3)本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下		
第3段階		世帯全員が市民税非課税	×0.685	50,490円
第4段階		本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超	×0.690	50,860円
第5段階		世帯員に市民税課税者がいる	×0.900	66,340円
第6段階	本人が 市民税課税	本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超	基準額	73,710円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円未満	×1.100	81,080円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	×1.300	95,820円
第9段階		前年の合計所得金額が210万円以上310万円未満	×1.500	110,570円
第10段階		前年の合計所得金額が310万円以上410万円未満	×1.650	121,620円
第11段階		前年の合計所得金額が410万円以上510万円未満	×1.900	140,050円
第12段階		前年の合計所得金額が510万円以上610万円未満	×2.100	154,790円
第13段階		前年の合計所得金額が610万円以上710万円未満	×2.250	165,850円
第14段階		前年の合計所得金額が710万円以上810万円未満	×2.400	176,900円
第15段階		前年の合計所得金額が810万円以上1,010万円未満	×2.550	187,960円
第16段階		前年の合計所得金額が1,010万円以上1,510万円未満	×2.700	199,020円
第17段階		前年の合計所得金額が1,500万円以上2,010万円未満	×2.750	202,700円
第18段階		前年の合計所得金額が2,010万円以上2,510万円未満	×2.800	206,390円
第18段階	前年の合計所得金額が2,510万円以上	×2.850	210,070円	

○公的年金などの収入金額…国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など課税対象となる年金の収入金額の合計額をいう(障害年金、遺族年金などは含まない)。

○その他の合計所得金額…合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を差し引いた額をいう。

### 習志野市光輝く高齢者未来計画2024<概要版>

発行年月:令和6年3月

発行:習志野市健康福祉部 高齢者支援課・介護保険課・健康支援課

所在地:〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話:047-451-1151(代表)

